島本町教育委員会　会議録（令和８年第４回　臨時会）

会議録確認委員	会議録記録者
細見　知子	教育総務課　小林　貴衣

日　　時	令和８年３月２３日（月） 午前９時３０分　～　午前１０時５３分
場　　所	島本町役場４階　議会第１・第２会議室
出　席　者 委員及び事務局職員	横山寛教育長、髙岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、乾真琴参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、吉田裕亮参事 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠　席　者 委　　員	なし
議　　題	第１１号議案　令和８年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について 第１２号議案　業務量管理・健康確保措置実施計画について 第１３号議案　島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について 第１４号議案　島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について 第１５号議案　島本町社会教育委員の委嘱について 第１６号議案　島本町スポーツ推進委員の委嘱について 第１７号議案　令和８年度島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について 第　３　号報告　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理について 第　４　号報告　令和７年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学１・２年生）の結果公表について 第１８号議案　事務局職員人事について
議決事項	第１１号議案、第１２号議案、第１３号議案、第１４号議案、第１５号議案、第１６号議案、第１７号議案、第１８号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
そ　の　他	傍聴者なし

教育長　　本日、出席者は５名です。定足数を満たしておりますので、令和８年第４回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第１７条第２項の規定に基づき、会議録確認委員は細見教育委員に決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、細見教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

お諮りします。

第４号報告につきましては、一部、学校別の結果を扱うこととなり、その際は、平成２６年第４回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととすること、また、第１８号議案につきましては、人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第１５条ただし書の規定に基づき、秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程として、お諮りすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、第４号報告の学校別の結果並びに第１８号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第１１号議案「令和８年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第１１号議案「令和８年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について」、御説明申し上げます。

資料１ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、

毎年、点検及び評価を行うこととなっておりますことから、効果的な教育行政を推進し、かつ、住民への説明責任を果たすため、その基礎となる目標として毎年度設定しているものでございます。

本年度におきましても、まず事務局で素案を作成した後、教育委員の皆様から出された意見等を踏まえて、最終案を作成いたしました。

本議案について御可決を頂きましたら、速やかに学校等の関係機関に配布するとともに、町ホームページ及び行政資料コーナーで公表する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　決まったら各学校に配布されるとのことですが、その後の運用方法というか、それを以って各学校のそれぞれの方針とか、課題展開をしていかれると思うんですけど、最終的にその評価するための指標があれば具体的にどんな指標があるのかとか、それを各学校で指標を定めているのか、町の教育委員会として最終的に評価指標を定めているのか、その辺りを教えていただけたらと思います。

教育総務課長　　今回毎年この目標を定めた後に、各学校等においても、この目標にのっとって事務を進めていきます。毎年この９月の決算時期において、前年度の掲げた目標とそれに対して行った事務等について我々も評価をして、また教育委員会の方で御報告させていただいた後、町議会に提出をさせていただきますので、この目標についてどういうふうな進め方、要は目標に対して実施ができたのか、できていなかったのか、何％ぐらいできているのかという評価を、各それぞれの目標ごとに評価をしてまいります。

教育委員　　今、委員が言われたのはとても大事な御意見だなというふうに思っていまして、この書き方が本年度の目標で、そして次に②番が本年度の指示事項になっています。今年度の目標値は目標なので具体的なことは書かないのかなというふうに思うんですが、具体的に指標でできたかできないかを定めるときには、その具体的な内容がどこかに書い

ていないと難しいのかなというふうに私は読んでいて思いました。私のところで一つ書かせていただいたのが、本年度の指示事項があるのであれば、それを次、来年度とか、今年度どういうふうにしていくのかというものを入れていった方が、少し具体的になるのかなというふうに考えています。

例えばなんですけれども、３６ページの図書館サービスの推進のところであれば、本年度の指示事項に「担い手の育成を図ること。」、それから、「バリアフリーの取組を進めること。」というふうに書いてあるんですが、それが本年度の目標には例えばどういうことなのかがここに載ってきていないんですね。私の考えるに、もし書くのであれば司書の育成とかをここに盛り込んだりとか、図書館を支える地域の人材の発掘をしていくとか、何かそういうのを目標に入れるとこの担い手の育成を図ることにつながる目標の書き方になるのかなというふうに思います。それから、バリアフリーの取組のところも、読書をサポートするような工夫とか分かりやすい表示とか、何かそういう文言を入れることでよりその目標が分かりやすくなるかなというふうに思います。そもそも私の本年度の指示事項と目標のその考え方が間違ってたらこれは全然意図違いかもしれないです。

それから３５ページのことなんですけれども、ここも②の本年度の指示事項のところで、アの文化教室の開催、「住民ニーズを把握するためにアンケートを実施し」と書いてあれば、①の方の文化教室の開催「より多くの住民が参加できるよう、アンケートを通して住民ニーズを把握し」というふうに文言をここに入れたりするといいのかなというふうに思います。

それから３０ページのところ、ケの「子どもの自主性を尊重した部活動の取組」のところなんですが、コの「子どもの自主性を尊重した」と書いてあるところに「教員の負担が過度にならないように」という文言があるんですけども、これって自主性を尊重した部活動のその自主性と、教員の取組と負担というのがここで関係してくるのかどうか、ということです。これを入れるのであれば職場の環境作りの方に入ってくるんじゃないのかなというふうに考えました。例えば外部人材の

導入とか、それが島本町で考えておられるのかどうか分からないですが、そっちの方に教員負担の方は入るのかなというふうに思いました。

それから、２４ページのオの民間学童保育室の取組のところで「民間事業者の安定した事業運営を支援し」というふうに書いてあって、これも目標であればこういう少し曖昧な書き方でいいのか、具体的にどうやったらその安定した事業運営を支援できるのかが読み手としては分かりにくいところであるかなというふうに感じました。

生涯学習課長　　御意見頂戴いたしました図書館の部分なんですけれども、図書館魅力の向上のところに、おはなし会のボランティアさんの育成でありますとか、それからバリアフリーの推進、こういったものをすることによって図書館の魅力が上がっていくだろうということでこちらに入れさせていただいておりましたけれども、目標と対比して分かりにくいのではないかという御意見に関しましては、我々の方でも今後検討させていただければというふうに考えております。

それからもう１点、文化教室のアンケートの部分に関しましても、開催した上でどのように利用者の拡大を図っていくかというところで具体的にアンケートを実施したらということで指示事項の方には書かせていただいておりました。アンケートそのものが目的というよりかはこの文化教室を開催して学習活動の充実を図る、もう少し大きな部分を目標として挙げさせていただいておりまして、具体的には教室を実施した上でアンケートも実施して今後の検討をすることというようなことで指示事項として書かせていただいております。この辺りも書き方が分かりにくいということであれば今後検討させていただければというふうに考えております。以上でございます。

教育推進課長　　御意見ありがとうございます。３０ページの子どもの自主性を尊重した部活動の取組について、でありますが、目標のところでは確かにこの表題に設定した書き方となっておりますが、この指示事項については御指摘いただいたとおり見直す点があるかなと拝聴しましたので、今後の改善としてつなげていきたいと思っております。以上でございます。

教育総務課長　　教育総務課でございます。２５ページ民間学童についてでございま

すけれども、目標と指示事項の内容についてです。民間学童については安定した事業運営をされるために具体的には補助金等を設定して、国・府から頂いた補助金を民間学童の方に充てる、そういった形で安定的な運営をしていただくというふうな趣旨だったんですけれども、委員おっしゃるように重点目標とその指示事項についてはその重点目標を達成するための具体的な行動、取組や方針というのを資料するものですので、一定ここについてはやはり具体的な書き方というのを今後留意して作成してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

教育長　　今後目標に基づいて指示事項の方ができるようにまた見直していくということでよろしくお願いいたします。

教育委員　　指示事項を具体的にというお話があったんですけど、やはり先ほどの達成度を測るための指標として具体的な数値、いわゆるＫＰＩとか、その数値目標みたいなものは、その中で余りそう定められていないと思うんですけど、それは各学校の具体的取組の中で定められていくのか、例えばＩＣＴの活用であれば授業全体のうちの何時間、何%使っているとか、そういうような具体的な数値、あと学力に関してはチャレンジテストや学力テストがあるので、それで数値化されて測っていけると思うんですけど、そういうような数値目標というようなのは、どういうふうに定めているのか教えてください。

教育総務課長　　それぞれの数値目標についてはここに記載が具体的にはございませんが、結果、点検・評価をする決算時期において前回から確か目標・指示事項に対してどれぐらい達成できていたのかというところにおいて、他市を参考に目で見えるような「○」「△」「×」という形で表記をさせていただいております。委員おっしゃるように個々の、例えばＩＣＴ、タブレット、どれぐらいというふうな目標はございませんけれども、その評価をする際には、学校サイドとどれぐらいの達成率かというのを考えようか、というところは、きちっと評価の段階で目に見える形で表記していきたいというふうには考えております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第１２号議案「業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長　　それでは、第１２号議案「業務量管理・健康確保措置実施計画について」、御説明申し上げます。資料４１ページを御覧ください。

本議案は、令和７年６月に改正されました「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、教育職員の業務量管理及び健康確保に関する取組を、計画的かつ組織的に実施するため、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しようとするものであり、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第７号の「府費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。」の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の法改正では、教育職員の長時間勤務の是正と心身の健康確保を、より実効性のあるものとする観点から、教育委員会が主体となって、教育職員の業務量を適切に管理し、健康確保のための措置を継続的に講じていくことの重要性が改めて明確にされました。

これまで本町では、教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできましたが、時間外在校等時間の縮減だけでなく、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画を策定し、その内容や実施体制を明確にした上で、組織的かつ継続的に取り組むことが求められています。

これを受け、本計画では、教育職員の業務量管理及び健康確保に関する基本的な考え方、具体的な措置の内容、実施体制等を整理し、法改正の趣旨を着実に反映させることとしています。

本計画の策定により、教育委員会としての責務を明確にし、業務量管理及び健康確保の取組を計画的に推進していくこととするものです。

資料４６ページから４７ページを御覧ください。

（1）計画の趣旨、（2）本町の現状につきまして、令和４年度から令和６年度までの時間在校等時間の推移を記載しております。令和４年度から、小中学校ともに時間外在校等時間は減少してきておりますが、令和６年度時点では、時間外在校等時間が、月に４５時間を超える割合が小学校で２２．２％、中学校で２８％となっており、今後も継続して時間外在校等時間の縮減に取り組む必要がございます。

次に、４８ページの「2　目標」につきましては、先ほど申し上げました月の時間外在校等時間が４５時間以下の割合を１００％とし、また、１年間における時間外在校等時間を平均３０時間程度とすること、年次有給休暇の平均取得日数を１６日以上とすること、としております。

次に、「3　実施期間」につきましては、国が「令和１１年度までに教育職員の１箇月時間外在校等時間を平均３０時間程度に削減する」ことを目標にしていることに基づき、令和８年度から令和１１年度としております。

その他、実施する業務量管理・健康確保措置の内容として、学校長に対するヒアリングや外部人材の活用等、本町で実施する業務量管理・健康確保措置の内容や関連する取組等について記載しております。

以上、簡単ではございますが、本計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　２点お伺いしたいんですけれども、１点は資料の４７ページ、時間外在校等時間の推移のところで、基本的には４５時間を超える割合も

下がってきています。特に中学校は令和５年から令和６年は下がっているところで、まだ２２％とか２８％いるんですけれども、下がっている要因についてどう分析されているのかをお聞きしたいというところと、もう一つは４８ページの方で、年次有給休暇の平均取得日数１６日以上にするというふうに書いているんですけれども、教諭をしていると平日授業のある日はどうしても休めないというプレッシャーもあって、なかなか休みたくても休まなくなっていくんですけれども、それが可能になっていくような、例えば教員の確保だったり人数そのものの確保が厳しくてもある程度フレキシブルに融通が利くような教員配置だったりだとか、何かそういった方策でお考えのことがあればお聞きできたらなと思っております。

教育推進課長　　まず１点目の中学校の時間外在校等時間の低下の要因についてなんですけれども、これまでも業務量等、基本計画の策定の前に、本町では島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日休暇等に関する規則に基づきまして、今１か月ごとに時間外在校等時間については校務支援システムを活用して把握をさせてもらいまして、月８０時間を超えている教職員がいる学校であったり、２か月連続で取得１０時間勤務時間を超えている教職員がいる学校については、その都度校務分掌をならすであったりとか、校務支援システム等を活用した授業改善とか、その会議の在り方についてこれまで指導助言を繰り返してきましたので、その辺りの効果が出てきているのが一つ要因かなと感じております。

２点目の有給休暇の１６日以上なんですが、まず令和６年度時点では小中の平均の取得日数が１５日になりました。ですので、目標としては１日多くし、１６日以上というところと、あとは今回大阪府も府立学校に出してるんですけども、大阪府も１６日以上というところで、我々も三島各市も調査した上で１６日以上というふうに設定したところがございます。なお小中学校平均で１５日以上と申しましたが、内訳は小学校では１６日、中学校では１４日と、思ったより取れてるのかなというふうなところで、１６日以上にしたところでございます。おっしゃるとおり学校現場には人数は一人でも多い方がいいとは思っ

ております。これは大阪府の加配等を積極的に取りに行くなどして今後も業務上の縮減に努めていきたいという感じで考えております。以上でございます。

教育委員　　４６ページにあります、「教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることも必要である」というのが、本当にそういう体験になってるのか、経験になってるのかっていうのはなかなか難しいなというところなんですけど、非常に重要なポイントだなと感想を持たせていただきました。

全体的な質問でいきますと、４７ページの時間外在校時間の推移、これに管理職の先生が含まれるのかということが一つです。それから、４８ページの年次有給休暇、先ほども少しありましたけれども、この定義といいますか、これは計画有給を含まれるという概念はあるのかどうかを質問させていただきたいということと、それから４９ページの「時間外在校時間の実績値を活用して」というところなんですけれども、先生方というのは、どうしても授業の準備というのは家に持ち帰るということが、いいか悪いかは別にして、これは多分にあることだろうとは思うんですけれども、それがどれだけ目に見えない部分で軽減されているのかということを考えるということは検討されているのかどうかという、とりあえず以上についてお聞きしたいです。

教育推進課長　　まず１点目の時間外在校等時間についてですけども、これは管理職も含まれての数値となっております。計画有休も含まれているかということなんですけども、有給休暇についてはもちろんそちらを包含した上での有給休暇の取得にするというふうに考えております。持ち帰り業務につきましては基本的には管理職に許可を得た上でというふうにしか認めておりませんので、そちらで学校長から特にこの教諭がこれだけ持ち帰って仕事をしているというふうなことの報告を受けておりませんので、この校務支援システムを通じた時間外在校等時間がこの教職員の時間外在校等時間であるというふうに認識しております。以上でございます。

教育委員　　同じように私たちでも職場で時間外業務等を減らしていくかとかいろいろしているんですけど、ＤＸの活用というのがすごく取り入れら

れているんですけど、具体的に学校現場でＩＣＴ活用に関することも書かれてますけれども、アプリを活用したりとか何か具体的な事例があったら教えていただけますか。

教育推進課長　　まず１点目は先ほど申し上げました校務支援システムがございます。これまで帳簿を作成するのに手書きでしておったものをデータですることによって紙で出力する手間や押印の手間が省けておりますので年度末年度初めの多忙な時期にすごく縮減につながっていると学校現場から聞いております。

また、授業におきましても授業支援ソフトを導入しておりますので、これまで紙で配布していたものをオンライン上で生徒に配布したりとか、提出もオンライン上でしたりとかそういったものがだいぶ取り入れられてきておりまして、教材研究に資するものになっているというふうに聞いております。

教育委員　　会議を自動要約する機器を持っていて、そこに置いとけば自動要約をしてくれるようなものもあったりもしますし、そういうのも何か活用できてないかなというふうに思いましたのと、それから４８ページのところの目標なんですけども、今回目標がしっかり数値化してるのでとても分かりやすいんですが、１００％っていうのがどうなのかなというふうに思います。やはり管理職って１００％にするために一生懸命いうと思うんですよ、１００％にしないといけないからということで。だからそういうところを目標化、数値化するのはいいんだけども、これに対して数値化してしまうと、何か改ざんされたりとか、そこまではやはりなかなか管理はできないかなというふうに思うので、何となくちょっと難しいかなというふうには思いました。

教育推進課長　　目標値は高く設定をさせていただいておるんですけども、先ほど申し上げております本町の府費負担教職員の規則、そちらが１か月について４５時間、１年について３６０時間と定めておりまして、まずそこに合わせたというのと、あとは三島各市を調査したところ、やはりこういった書き方が多かったというので、今回このような形を取らせていただいております。近づけるように、学校長とも協力し合って取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第１３号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第１３号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正」について御説明申し上げます。

資料５７ページを御覧ください。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１２号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

６０ページを御覧ください。

提案理由は、令和８年４月から制度の運用が始まる乳児等通園支援事業について、当該事業の担当課を保育幼稚園課とするため事務分掌を追加すべく、所要の改正を行うものです。

議案の概要は、乳児等通園支援事業の運用開始に伴い、事務分掌を追加するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料６１ページを御覧ください。

第８条中、保育幼稚園課が所管する分掌事務の第４号の後ろに、第５号の「乳児等通園支援事業に関すること」を追加するものでございます。

最後に、施行期日は、令和８年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第１４号議案「島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第１４号議案「島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」について御説明申し上げます。

資料６３ページを御覧ください。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１２号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

６８ページを御覧ください。

提案理由は、昨今の物価上昇や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令が改正され、少額随契の基準額が引き上げられることとなったことに伴い、町長部局における事務決裁規程の改正と合わせて、教育委員会の負担行為等に係る専決区分及び補助金の交付決定に係る専決区分を見直すものでございます。

議案の概要は、「（１） 教育長の専決事項を見直すもの。」、（２） 学校長の専決事項について、上限額を見直すもの。」、「（３） 幼稚園長及

び保育所長の専決事項について、上限額を見直すもの。」、「（４） 別表の財務に関する事項における、部長、次長及び課長の専決事項について、支出負担行為及び支出命令の上限額を見直すもの。」、「（５） 別表の財務に関する事項における、補助金の交付決定に係る専決区分を見直すもの。」でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料６９ページを御覧ください。

まず、第４条中、第７号から第９号までの教育長の専決事項としていた事項を削除いたします。

次に、第６条中、第２号で、配当予算のうち、学校長が専決できる金額を１件５万円未満から、１件１０万円未満に引き上げ、最下段の第７条中、配当予算のうち、幼稚園長及び保育所長が専決できる金額を１件５万円未満から、１件１０万円未満に引き上げるものでございます。

続きまして、資料７０ページを御覧ください。

別表の財務に関する事項の第１０号から第１２号について、部長、次長及び課長の専決できる金額をそれぞれ引き上げるものでございます。

また、同別表の第１４号「補助金の交付決定を行うこと」については、これまで金額にかかわらず、部長の専決事項と規定していたものを、同表の部長、次長及び課長が専決できる金額に合わせて補助金の交付決定とし、削除するものでございます。

最後に、施行期日は、令和８年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　物価上昇についてということで、これを改正されることによっていろんなことがスムーズに行えることが多くなるのかなというふうに思

いましたが、リスクとして何か考えられることはありますか。

教育総務課長　　特に大きなリスクはございませんが、具体的には一見一番大きいのが課長とか校長、園長の５万円というラインが１０万円引き上がりますので、専決で購入できる金額は、単純に５万から１０万、例えば購入できる金額が当然倍に上がりますので、各学校長に対して、また園長に対しては、４月に入って以降、この内容を説明した研修を行うことを考えていますので、おっしゃるように金額が倍になるので購入できるものというのが増えますから、学校長から教頭以下、事務の方についても購入できる幅が広がるという内容についてはしっかりと留意するように通知、検証等して、きっちり指導していきたいというふうには考えております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第１５号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長　　それでは、第１５号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料７１ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和８年３月３１日をもって現委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を求めるものでございます。

資料の７３ページを御覧ください。令和８・９年度島本町社会教育

委員名簿（案）でございます。

社会教育委員は、教育委員会に対し社会教育に関する助言を行っていただいております。

今回、委嘱をお願いする方は、１番の松原 美代賀（まつばら　みよか）氏、２番の大野 順子（おおの　じゅんこ）氏、３番の藪田 香織（やぶた　かおり）氏、４番の藤井 博子（ふじい　ひろこ）氏、５番の家島 明彦（いえしま　あきひこ）氏、６番の地村 昭彦（じむら　あきひこ）氏の計６名でございます。

このうち、地村氏は新規で、それ以外の方は、いずれの方も、現委員として活躍をしていただいております。

任期は、令和８年４月１日から、令和１０年３月３１日までででございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜わりますようお願いいたします。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　６番の方なんですが、何人の公募があってこの方が選ばれた決定要因を教えてください。

生涯学習課長　　６番の方は公募委員として応募を頂きました。公募委員は募集をさせていただいて応募があったのがこの方１名のみでございます。この方は町の公募委員の選定委員会に選定をお願いいたしまして適任であるということで決定を頂きまして、今回教育委員会議に諮らせていただくものでございます。以上でございます。

教育委員　　決定要因の内容までは分からないということでしょうか。選定委員の中で決めて問題なかったからということなんですかね。

生涯学習課長　　この方がなぜ適任であったかというところに関してまで最終的な通知の中身は頂いておりませんけれども、頂いた論文といいますか、作文など、それから頂いた経歴、こういったところを総合的に判断されたものというふうに考えております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第１６号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長　　それでは、第１６号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料７５ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和８年３月３１日をもって現委員の任期満了に伴い新たに委員の委嘱を求めるものでございます。

資料の７７ページを御覧ください。島本町スポーツ推進委員名簿（案）でございます。

スポーツ推進委員は、スポーツの推進に関し、実技の指導や事業への協力、啓発活動などを行っていただいております。

今回、委嘱をお願いする方は、１番の津山 紗江里（つやま　さえり）氏、２番の岡田 礼二郎（おかだ　れいじろう）氏、３の横山 貴之（よこやま　たかゆき）氏、４番のアンデルセン ピーター氏、５番の栗栖 美帆（くりす　みほ）氏、６番の丹羽 善紀（にわ　よしき）氏の計６名でございます。

このうち、栗栖氏と丹羽氏の２名は新規で、それ以外の方は、いずれの方も、現委員として活躍をしていただいております。

任期は、令和８年４月１日から、令和１０年３月３１日までででございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜わりますようお願いいたします。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　５番と６番の方はどちらからの推薦があったのか、公募なのか、それから決定要因を教えてください。

生涯学習課長　　まずスポーツ推進委員に関しましては、１番から４番までの方は昨年度まで活躍いただいていた方、５番、６番の方が新たに今回応募いただいた方ということで、広報でまず募集をさせていただきまして、この５番、６番の方２名からそれぞれ応募いただいたところです。この方々に関しては、実際にお会いをいたしまして、どういった方かというところを我々の方でも確認をさせていただきました。お２人ともスポーツが好きで、かつ、このスポーツ推進の活動に興味を持っているということでお話を頂戴しておりまして、意欲、それからスポーツに対する考え方など適任な方であるというふうに事務局の方では一定考えさせていただいたものでございます。その後、部内教育長に決裁をいただきまして就任を依頼させていただき、今回協議会の方に諮らせていただいているものでございます。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員　　今の５番、６番の説明はとても分かりやすかったんですが、この前の社会教育委員の方は公募委員の選定委員会で決まったものを受けてということで、内容も余りここが知らされてないということで、最終的に教育委員が責任を持つ立場で決定権があるんであれば、どの委員も教育委員が会議をしていいのかなというふうには思いますので、どこが決定だったんですかというのも聞いてもいいのかなというふうに思ったんですが、そういうのはまた委員会によって違うんですか。

生涯学習課長　　公募委員の選定委員会についてなんですけれども、実際この場にいる者であれば、教育長、部長それから私も委員として入らせていただいております。そういった中でのお話として申し上げますと、応募い

ただいた方というのは、一定これまで様々な御経験をされてきた中で地域のことにこれから関わっていきたい、その中で社会教育というものが非常に重要であるというようなことを考えておられる方でございました。そういったところから我々としては委員会の中でも一定適任の方であるというふうなことで結果を頂いたものでございます。ですので、作りとしては原則としてはやはり選定委員会の方にまず一旦お任せして、その方はどうですかということで最終的に複数おられれば点数をつけられて一番いい方を示していただくという形で今選考しておりますので、我々としてもどこまでお話するかというところがあるんですけれども、今申し上げたように今回応募いただいた方に関しては社会教育に関する御興味とこれまでの経験の中からすごくやってみたいということで応募いただいた方ということで、作文の内容それからこれまでの経歴、そういったところから適任であるというふうに御判断いただいたものと考えております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第１７号議案「令和８年度島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事　　それでは、第１７号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」御説明申し上げます。資料７９ページを御覧ください。

本議案は、島本町いじめ等防止基本方針に基づき、令和８年度島本町いじめ等対策委員会に必要な委員の委嘱をお願いするものでございます。

本委員会は、町立小中学校におけるいじめ等の実態把握や有効な対策を検討するほか、重大ないじめ事案が発生した際に客観的な事実関係の調査が必要とされる場合、その調査主体となる組織でございます。

委員の選任に当たりましては、専門的な知識、経験を有する方々を選出し、公平性と中立性を確保する観点から、弁護士、医師、退職校長、臨床心理士、社会福祉士の方々に委嘱をお願いしております。

資料８１ページを御覧ください。

令和８年度につきましては、令和７年度に委嘱をお願いした５名の方々に、引き続き委員を務めていただくことを依頼し、全員から委嘱について承諾を頂いております。

なお、「島本町いじめ等対策委員会」の委員委嘱の任期につきましては、島本町教育委員会規則に基づき、令和８年４月１日から令和９年３月３１日まででございます。

以上簡単でありますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第３号報告「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長　　それでは、第３号報告「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理に

ついて」、御説明申し上げます。

資料は８３ページからでございます。

本案件は、令和８年３月２６日に開催予定の町議会２月定例会議（後半）に議案として提出するものであり、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１３号に該当するため、教育委員会の議決を経る必要がございます。しかしながら、改正動機となりました改正国基準の不備から改正事務等の処理の関係上、町議会に対する議案発送までに教育委員会議を開催し議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第２条第１項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告を行うものでございます。

それでは改正の概要について御説明いたします。

資料の８５ページから９７ページまで条例の改正案を添付しております。内容につきましては、報告資料により御説明申し上げます。

資料の９８ページを御覧ください。

提案理由は、いずれも国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準と、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案の概要に記載しているとおりでございますが、両条例ともに、満３歳以上限定小規模保育事業所創設に伴い、関係規定について改正を行うものでございます。

詳細につきましては資料１００ページからの新旧対照表により御説明させていただきます。

１００ページを御覧ください。

まず第１条関係の島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。

第２条「定義」につきまして第６号の２において新たに制度が整備されました満３歳以上限定小規模保育事業所について条例上の定義を規定するほか、満３歳未満等小規模保育事業所や児童の認定に関する規定を改めるものでございます。

次に、１０６ページを御覧ください。

第３８条でございます。同条第３項に、満３歳以上限定小規模保育事業所に関する利用定員について規定をいたします。同項に具体的な利用定員は規定いたしませんが、後ほど御説明いたします島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、満３歳以上限定小規模保育事業所については、小規模保育事業Ａ型の基準と同様となり、また、本条第１項において、小規模保育事業所Ａ型については６人以上１９人以下と規定されておりますので、満３歳以上限定小規模保育事業所についても６人以上１９人以下を利用定員となるものでございます。

続きまして１０９ページを御覧ください。

前のページから引き続き第４３条「特定教育・保育施設等との連携」についてでございます。

小規模保育事業所は、その名のとおり小規模な事業所であるため、通常の保育所などと連携して運営することが求められております。

しかしながら、第８項において連携を不要とする項目を規定しております。従来の小規模保育事業所については、２歳児で卒園するため、卒園後の利用について連携協力を行う施設を確保する必要がございますが、今般制度化されました。満３歳以上限定小規模保育事業所については、卒園後は小学校へ就学するため、卒園後の連携協力施設の確保は不要となるものでございます。

本条例におけるその他の改正箇所については定義の規定や文言の修正に伴う所要の改正でございます。

続きまして１１５ページを御覧ください。

第２条関係の島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

第１条関係と同じく満３歳以上限定小規模保育所の制度化に伴い、本条例第３条の基本理念をはじめ、関係する部分に、満３歳以上限定小規模保育事業所について記載するよう改めるものでございます。

１１６ページを御覧ください。

１１６ページから次のページまでにわたって、第２９条の「小規模

保育事業所の区分」についてでございます。

先ほど一部御説明いたしましたが、同条中小規模保育事業Ｂ型及びＣ型のそれぞれに「満３歳以上限定小規模保育事業を除く。」と追加いたします。

これにより、満３歳以上限定小規模保育事業所については小規模保育事業Ａ型の基準を遵守することとなるものでございます。

次に１１８ページを御覧ください。

附則でございます。

連携施設に関する経過措置について、従来の小規模保育事業所等に関しましては、特段の事情があると認める場合には、連携施設を確保しないことを認めることが可能となっておりますが、満３歳以上限定小規模保育事業所については、就学に向けた集団活動を確保することなどを目的に適切に保育所等との連携が求められるため、この経過措置を適用しないこととされております。そのため、必ず連携施設の確保が必要となるものでございます。

施行期日は令和８年４月１日でございます。

以上、大変簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員　　１１６ページの２９条なんですが、小規模保育事業はＡＢＣとありまして、今説明で私が聞きそびれたかもしれないんですが、Ａ型を遵守ということなんですね。Ｂ型Ｃ型も配置は保育士になるということですか。

保育幼稚園課長　　今回の制度化されました満３歳以上限定小規模保育事業所につきましては、この第２９条で、Ｂ型とＣ型については、そもそもＢ型Ｃ型それぞれからの満３歳以上限定の小規模保育事業を除くという形で規定をしておりまして、要はこのＢ型というものに満３歳以上限定小規模保育事業所は当たらないという形になりますので、満３歳以上の小規模保育事業所についてはＡ型しか運用が認められないという形になりますので、Ａ型の基準を守っていただいて今御質問いただきました保育士等の配置についてはＡ型と同様の基準を守っていただくというこ

とでございます。以上でございます。

教育委員　　Ｂ型とＣ型は含まれないということなんですが、島本町にＢ型Ｃ型というのはいくつかあるんでしょうか。

保育幼稚園課長　　現在、島本町内に小規模保育事業所全てで５か所ございますが全てＡ型の事業所というふうになっております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第４号報告「令和７年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学１・２年生）の結果公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事　　それでは、第４号報告、令和７年度大阪府中学生チャレンジテスト（１・２年生）の結果につきまして、御説明いたします。

令和８年１月１４日（水)、大阪府内の中学第１及び第２学年を対象に、中学生チャレンジテストが実施されました。このたびは、調査結果概要を報告させていただきます。資料の１２１ページが、本町中学１年生の度数分布及び教科別結果概要となっております。１２２ページはアンケート結果の抜粋及び分析をまとめたものとなっており、１２３ページが、本町中学２年生の度数分布及び教科別結果概要と度数分布、１２４ページはアンケート結果の抜粋及び分析、そして、現在の中学２年生における１年次からの経年比較をグラフにまとめております。

まずは資料１２１ページを御覧ください。中学１年生の教科別の調査結果につきましては、実施された国語、数学、英語の３教科全てにおいて、大阪府の平均を上回る結果となっております。特に国語では大阪府の平均を５．７ポイント上回る良好な結果となっております。

続いて資料１２２ページのアンケート結果についてでございますが、（５）の「家で、自分の苦手なところ、必要なところを考えて勉強している。」につきましては、肯定的意見の割合が府平均より７．３ポイント上回っております。他の結果を参照いたしましても、学級において発表などを通じて多様な考え方を認め合い、学習したことを自ら整理する取組が定着している成果と捉え、このような生徒がどのよう

に今後成長していくのかを見取っていく必要がございます。一方、（４）の「授業中、ＰＣ・タブレットを使って、学級の友だちと意見を交換する場面はどれくらいありますか。」につきましては、昨年度と比較して「ほぼ毎日」「週３回以上」と回答した生徒の割合は９．５ポイント向上しましたが、府平均と比較しますといまだ１．７ポイント低くなっております。学習内容のフィードバックや意見集約等のツールとして、今後も目的意識を持った端末の活用が必要であると分析できます。

続いて中学２年生についてでございます。資料の１２３ページを御覧ください。中学２年生の教科別の調査結果につきましては、実施された国語、社会、数学、理科、英語の５教科全てにおいて、大阪府の平均を上回る結果となっております。ただ、依然として課題の見られる単元や観点、例を挙げますと各教科特有の知識や技能を計る設問、国語における漢字の読みや数学における文字式等で正答率が低くなっているところがありますので、各中学校においては丁寧な分析及び対応策についてまとめるように指示を出しております。

続いて資料１２４ページのアンケート結果等についてでございますが、（４）の「授業中、ＰＣ・タブレットを使って、学級の友だちと意見を交換する場面はどれくらいありますか。」につきましては、大阪府平均と比較して「ほぼ毎日」「週３回以上」と回答した生徒の割合が１７．２ポイント、昨年度の結果と比較して３４．３ポイント高くなっております。先ほど申し上げた１年生の結果を踏まえ、生徒の課題に正対したＩＣＴ機器の活用や意識付けについて、各校での研究を進めてまいります。しかしながら、３．の教科別の２か年の推移を見ますと、英語以外は対大阪府比が低下する結果となっております。この結果を各教科がどう捉え、どのような授業改善に生かしていくのかについては、引き続き指導助言を続けてまいります。

以上説明させていただきました資料１２１ページから１２４ページは、地域・保護者への説明責任を果たすためホームページにて公開させていただく予定としております。

教育長　　ここからの説明につきましては、学校別の結果を扱うこと、また、次の第１８号議案については、人事案件であることから、会議の冒頭

にて、秘密会とすることが決定しております。

それでは、引き続き、第４号報告「令和７年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学１・２年生）の結果公表について」の学校別の結果について事務局の説明を求めます。

教育推進課参事　［「令和７年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学１・２年生）の結果公表について」の学校別の結果について説明］

教育長　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

（質疑応答内容非公開）

教育長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第１８号議案「事務局職員人事について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育こども部長　［「教職員（一般職）人事について」説明］

教育長　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（質疑応答内容非公開）

教育長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和８年第４回教育委員会臨時会を閉会いたします。